

平成29年 3 月29日

那覇港管理組合が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格導入について

那覇港管理組合では、建設に係る業務委託における最低制限価格を下記のとおり設定することとしましたのでお知らせします。

1 対象業務

予定価格が100万円を超える競争入札で発注する業務委託を対象とする。

2 最低制限価格の算定式

次の表の業種区分の欄に掲げる業種ごとに、当該契約の予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額

ただし、その額が予定価格の10分の7に満たない場合にあつては、予定価格に10分の7を乗じた額とする。

また、業務委託の難易度、規模、履行期間等を考慮して最低制限価格の100分の1の範囲内で減ずることができるものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額 ×4.8/10	
建設コンサルタント業務 (建築設計及び監理 業務)	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の 額×6/10	諸経費の額 ×6/10
建設コンサルタント業務 (土木関係)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 ×9/10	一般管理費等の額 ×4.8/10
地質調査業務 (磁気探査業務含む)	直接調査費の額	間接調査費の額 ×9/10	解析等調査業務 費の額×8/10	諸経費の額 ×4.5/10
現場技術業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 ×9/10	一般管理費等の額 ×4.8/10
補償関係コンサルタント 業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 ×9/10	一般管理費等の額 ×4.5/10
建設関連維持管理 業務	直接工事費の額 ×9.7/10	共通仮設費の額 ×9/10	現場管理費の額 ×9/10	一般管理費の額× 5.5/10

3 施行日（実施時期）

平成29年4月1日